

# 業務及び財産の状況に関する説明書

**【2025年12月期】**

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事業所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

ブラックロック・ジャパン株式会社

## I 当社の概況及び組織に関する事項

### 1. 商号

ブラックロック・ジャパン株式会社

### 2. 登録年月日（登録番号）

2007年 9月30日（ 関東財務局長（金商）第375号 ）

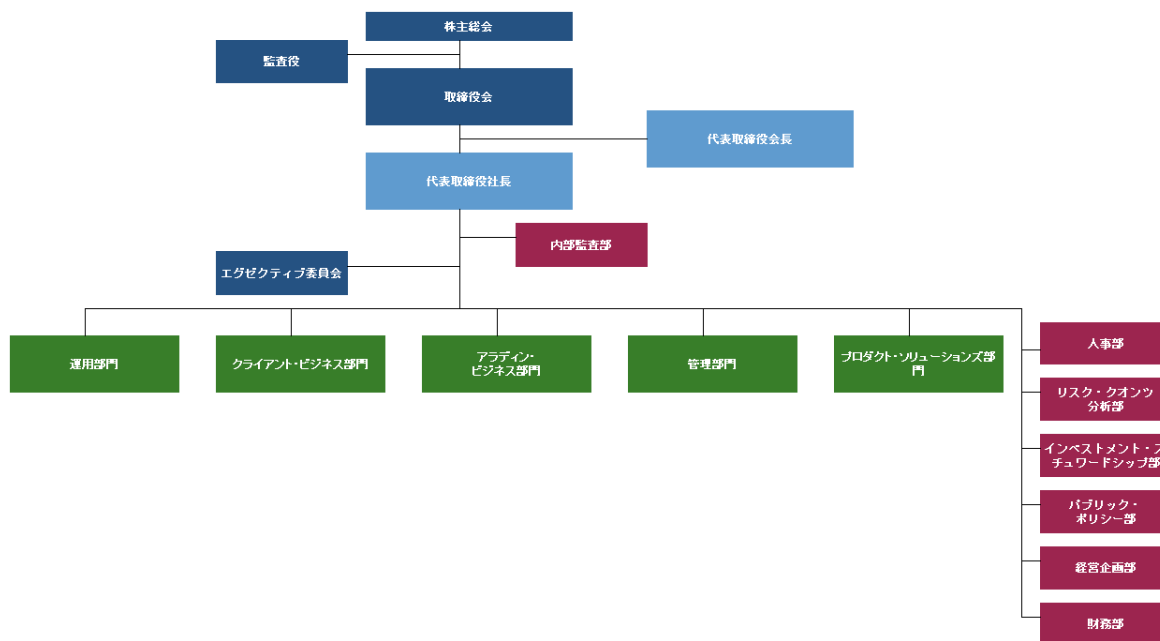
### 3. 沿革および経営の組織

#### (1) 会社の沿革

- 1988年 3月 バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社設立。（英国大手金融グループのバークレイズ・グループ投資銀行部門における資産運用会社 BZW Investment Management 100% 出資）
- 1988年 6月 投資顧問業者として登録（6月8日）。
- 1989年 1月 投資一任業務に係る認可を取得（1月31日）。
- 1994年11月 「ビーゼッドダブリュー投資顧問株式会社」に商号変更。
- 1998年 3月 投資信託委託業務免許を取得（3月31日）。「バークレイズ投信株式会社」に商号変更。
- 2001年 6月 「バークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社」に商号変更。
- 2004年 4月 同グループ日本拠点の投資顧問会社であったバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を合併、同時に「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に商号変更。
- 2007年 9月 証券業の登録を受けるとともに「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に商号変更(9月18日)。  
金融商品取引法施行に伴うみなし登録を受けると同時に「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に商号変更（9月30日）。
- 2007年10月 第一種金融商品取引業を開始（10月1日）。
- 2007年12月 バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行より資産運用に係る事業譲り受け。
- 2008年 7月 バークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併。
- 2009年12月 バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社とブラックロック・ジャパン株式会社が経営統合し、「ブラックロック・ジャパン株式会社」に商号変更。同時に、証券子会社であるブラックロック証券株式会社が、第一種金融商品取引業（iシェアーズ事業等）を承継。(12月2日)
- 2011年 3月 ブラックロック証券株式会社の吸収合併に向け第一種金融商品取引業の登録を受ける。(3月9日)
- 2011年 4月 証券子会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併。(4月1日)
- 2013年 10月 MGPA Japan LLCより不動産投資に係る事業譲り受け。(10月5日)
- 2014年 12月 決算期を3月31日から12月31日に変更するため定款変更を実施。(12月1日)

(2) 経営の組織

(2026年1月1日現在)



※上記は組織の概要を示したものです。

4. 株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合 (2025年12月31日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	15,000株	100%

5. 役員の氏名又は名称

(2026年4月1日現在)

役職名	氏名
代表取締役社長	橋本 幸子
取締役	竹内 章喜
取締役	須永 真人
取締役	城 圭介
取締役	マイケル・コーレン
取締役	番場 悠
取締役	清水 寛之
取締役	上田 知子
監査役	尾尻 哲洋
監査役	榊井 洋次

6. 政令で定める使用人の氏名

(2026年4月1日現在)

(1) 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名

(ふりがな) 氏名	役職名
藤本 顕史	法務部長
持山 剛	コンプライアンス部長

(2) 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する者の氏名

(ふりがな) 氏名	役職名
馬島 浩司	投資判断者
グレン・リー・ニューランド・ヒースマン	投資判断者
高橋 盛一郎	投資判断者
古川 直人	投資判断者
ベイリー・ウォルター・トシヒデ	投資判断者
滝 良太	投資判断者
ロジャナー・スーラッタナーライ	投資判断者
高山 博樹	投資判断者
三谷 紀子	投資判断者
竹内 邦英	投資判断者
藤井 崇之	投資判断者
鵜澤 恭子	投資判断者
入山 千恵子	投資判断者
田中 勇毅	投資判断者
岸川 裕子	投資判断者
平岡 慎一	投資判断者

おかだ ひでとし 岡田 英俊	投資判断者
ちぐち ゆういち 地口 祐一	投資判断者
いしばし たかよし 石橋 孝能	投資判断者
ばんば ゆう 番場 悠	投資判断者
ふくた しんじ 福田 真二	投資判断者
たかはし さちこ 高橋 幸子	投資判断者
うちやま ひろゆき 内山 裕之	投資判断者
なかがわ りょう た 中川 亮太	投資判断者
せきあい かおる 堰合 薫	投資判断者
なかた けん 中田 健	投資判断者
おぼた しんや 小幡 晋也	投資判断者
いしざき かずや 石崎 一也	投資判断者
まつた しょうご 松田 祥吾	投資判断者
おかもと はるひ こ 岡本 晴比古	投資判断者
いのうえ たけし 井上 剛	投資判断者
くりすちゃん・ほせ かりーよ ろどりげす クリスチャン・ホセ・カリーヨ・ロドリゲス	投資判断者
はしづめ あきら 橋爪 明	投資判断者
りー ひょん じょん 李・ヒョンジョン	投資判断者
さかもと たろう 坂本 太郎	投資判断者
たにむら せつこ 谷村 節子	投資判断者
しげかわ りえ 重川 利枝	投資判断者
どい あきら 土居 晶	投資判断者

やまぐち まこと 山口 誠	投資判断者
たむら あい 田村 愛	投資判断者
すずき ごう 鈴木 剛	投資判断者
もりしま まい 森島 真衣	投資判断者
かりや こうへい 仮屋 航平	投資判断者
ほわん しれい 黄 汐蕾	投資判断者
しみず さやか 清水 彩加	投資判断者
ひらい だいご 平井 大吾	投資判断者
いざべら せしりあ ぼちえこ イザベラ・セシリア・パチエコ	投資判断者
あまるりん あまるさいはん アマルリン・アマルサイハン	投資判断者
ただ けんすけ 多田 憲介	投資判断者
はたなか みさと 畠中 究怜	投資判断者
よしみつ えりこ 吉満 英里子	投資判断者
せき かずひと 関 一仁	投資判断者
さかぐち ともき 坂口 智基	投資判断者
かく よきひめ 萩 佳媛	投資判断者
すとつと へいみしゅ ういりあむ ストット・ヘイミシュ・ウィリアム	投資判断者
たかはし ごろう 高橋 悟郎	投資判断者
ふじもり けんた 藤盛 健太	投資判断者
ほりかわ ひろし 堀川 宏	投資判断者
おおおか りょうたろう 大岡 諒太郎	投資判断者
さかもと ゆりえ 坂本 友里恵	投資判断者

やまだ せいじ 山田 成志	投資判断者
ほり こうき 堀 晃希	投資判断者
いとう だいご 伊藤 大悟	投資判断者
たけむら よしやす 竹村 良康	投資判断者
ほあ ちんしん ホア・チンシン	投資判断者
おん びちゃん オン・ビチャン	投資判断者

#### 7. 業務の種類

- ① 第一種金融商品取引業<法第2条第8項第2号、第3号及び第9号に関する業務>
- ② 第二種金融商品取引業<法第2条第8項第2号、第7号イ及び第9号に関する業務>
- ③ 投資助言・代理業<法第2条第8項第11号及び第13号に関する業務>
- ④ 投資運用業<法第2条第8項第12号ロ及び14号に関する業務>
- ⑤ 付随業務<法第35条第1項に規定する業務>

#### 8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	〒100-8217 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

#### 9. 他に行っている事業の種類

届出業務<法第35条第2項に規定する業務>
(1) 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務 (2) 宅地建物取引業法第2条第2号に規定する宅地建物取引業及び同条第1号に規定する宅地若しくは建物の賃貸に係る業務 (3) 不動産の管理業務 (4) 不動産に係る投資に関し助言を行う業務 (5) 特別目的会社から委託を受けてその機関の運営に関する事務を行う業務 (6) 当社の行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務 (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
承認業務<法第35条第4項に規定する業務>
(1) グループ内テクノロジー・サポート業務 (2) ソリューション提供業務 (3) 海外関連会社サポート業務

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

- ① 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業（当社が設定する証券投資信託の受益権等以外）

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを利用する。

連絡先 所在地：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

- ② 第二種金融商品取引業（当社が設定する証券投資信託の受益権等）、投資運用業（投資信託委託業、投資一任業）、投資助言・代理業

一般社団法人 資産運用業協会を利用する。

上記協会の業務委託先 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

連絡先 同 上

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

① 資産運用業協会

② 日本証券業協会

③ 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

④ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号

当社が会員等となる金融商品取引所はありません。

13. 加入する投資者保護基金の名称

当社は有価証券関連業を行っており、日本投資者保護基金に加入しております。

## II 業務の状況に関する事項

### 1. 当期の業務の概要

#### 事業の経過及び成果

ブラックロック・ジャパン株式会社（以下、「当社」という。）は、1988年3月11日に設立され、同年6月8日に投資顧問業者として登録、翌1989年1月31日に投資一任業務の認可を取得し、その後、1998年3月31日に投資信託委託業務に係る免許を取得しました。また、2007年9月18日には、監督官庁より証券業者として登録を受けました。

2009年12月、当社（当時の商号はバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）はブラックロック・ジャパン株式会社（「旧ブラックロック・ジャパン」）と合併し、当社が存続会社となり、商号はブラックロック・ジャパン株式会社と変更いたしました。

合併に際しては、当社が行っていた証券業（金融商品取引法施行後は第一種金融商品取引業）の全てを、会社分割によりブラックロック証券株式会社（「ブラックロック証券」）に承継しました（これに伴い、2009年12月2日付けで当社は第一種金融商品取引業の登録を抹消しました）。

その後当社は、2011年4月1日付けで、ブラックロック証券を吸収合併いたしました（具体的には、当社を吸収合併存続会社とし、ブラックロック証券を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました）、これに先立ち、2011年3月9日に、監督官庁より第一種金融商品取引業に係る登録を受けました。

また、2013年10月5日には、グループ全体の事業戦略を見直し不動産事業を強化することを目的として、不動産投資アドバイザー業務を営むMGPA Japan LLCより、事業の譲受けを行いました。

現在は、主に投資運用業者、投資助言・代理業者、第一種金融商品取引業者及び第二種金融商品取引業者として業務運営を行っております。

#### 当期の業績

当期の業績につきましては、営業収益は44,248百万円、営業費用は10,194百万円、一般管理費については20,985百万円となりました。この結果、営業利益は13,068百万円、経常利益は13,101百万円となり、当期純利益は8,913百万円となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
資本金	3,120	3,120	3,120
発行済株式総数	15,000	15,000	15,000
営業収益	33,655	38,009	44,248
(受入手数料)	(33,655)	(38,009)	(44,248)
((委託手数料))	-	-	-
((引受け・売出し・特定投資家向け売り付け勧誘等の手数料))	-	-	-
((募集・売出し・特定投資家向け売り付け勧誘等の取扱い手数料))	-	-	-
((その他の受入手数料))	((33,655))	((38,009))	((44,248))
((委託者報酬))	((6,885))	((8,337))	((9,652))
((運用受託報酬))	((8,621))	((10,459))	((11,226))
((その他営業収益))	((18,148))	((19,213))	((23,370))
(トレーディング損益)	-	-	-
純営業収益	33,655	38,009	44,248
経常利益	8,656	10,169	13,101
当期純利益	5,656	6,822	8,913

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の状況

該当する事項はありません。

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、  
 売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：百万円)

区 分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
2023年12月期	株 券	-	-	-	-	-	-
	国債証券	-	/	/	-	/	-
	地方債証券	-	/	/	-	/	-
	特殊証券	-	-	-	-	-	-
	社債証券	-	-	-	-	-	-
	受益証券	/	/	/	-	-	41,063
	その他	-	-	-	-	-	-
2024年12月期	株 券	-	-	-	-	-	-
	国債証券	-	/	/	-	/	-
	地方債証券	-	/	/	-	/	-
	特殊証券	-	-	-	-	-	-
	社債証券	-	-	-	-	-	-
	受益証券	/	/	/	-	-	24,458
	その他	-	-	-	-	-	-
2025年12月期	株 券	-	-	-	-	-	-
	国債証券	-	/	/	-	/	-
	地方債証券	-	/	/	-	/	-
	特殊証券	-	-	-	-	-	-
	社債証券	-	-	-	-	-	-
	受益証券	/	/	/	-	-	148,924
その他	-	-	-	-	-	-	

(3) その他業務の状況

(単位：百万円)

業務の種類	取扱実績 2023年12月期	取扱実績 2024年12月期	取扱実績 2025年12月期
ソリューション提供業務	2,762	2,937	3,252

注) 当社が行っております上記以外の財務上の重要性の低いその他業務の内容につきましては、「I. 当社の概況及び組織に関する事項 9. 他に行っている事業の種類」をご覧ください。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

	2023年 12月期	2024年 12月期	2025年 12月期
自己資本規制比率 (A) / (B) × 100	225.5%	211.7%	210.6%
固定化されていない自己資本 (A)	11,678	11,750	15,030
リスク相当額計 (B)	5,177	5,550	7,136
市場リスク相当額	154	139	421
取引先リスク相当額	446	524	817
基礎的リスク相当額	4,576	4,885	5,897
暗号資産等による控除額	-	-	-

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
使用人	384	386	382
(うち外務員)	(48)	(50)	(51)

(6) 役員の業績連動報酬の状況 (投資運用業を行う金融商品取引業者に限る。)

該当する事項はありません。

### Ⅲ 財産の状況に関する事項

#### 1. 経理の状況

##### (1) 【貸借対照表】

	(単位：百万円)	
	第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	18,849	17,307
立替金	40	40
前払費用	163	197
未収入金	※2 0	-
未収委託者報酬	2,623	3,298
未収運用受託報酬	3,431	3,776
未収収益	※2 1,933	5,942
為替予約	-	0
流動資産計	27,042	30,563
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	※1 408	341
器具備品	※1 334	260
有形固定資産計	742	601
無形固定資産		
ソフトウェア	7	113
無形固定資産計	7	113
投資その他の資産		
投資有価証券	32	31
長期差入保証金	820	824
前払年金費用	1,241	1,311
長期前払費用	3	18
繰延税金資産	955	1,002
投資その他の資産計	3,054	3,188
固定資産計	3,805	3,904
資産合計	30,847	34,467

	(単位：百万円)	
	第38期 (2024年12月31日現在)	第39期 (2025年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	85	149
未払金	※2	
未払収益分配金	5	6
未払償還金	70	70
未払手数料	530	802
その他未払金	62	74
未払費用	※2	
未払消費税等	1,243	1,421
未払法人税等	424	335
為替予約	2,223	2,679
前受金	3	3
賞与引当金	162	114
役員賞与引当金	2,330	2,637
早期退職慰労引当金	147	362
	129	62
流動負債計	7,420	8,721
固定負債		
退職給付引当金	103	107
資産除去債務	964	966
固定負債計	1,068	1,073
負債合計	8,488	9,795
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,054	14,368
利益剰余金合計	12,391	14,704
株主資本合計	22,359	24,672
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	0
評価・換算差額等合計	△0	0
純資産合計	22,359	24,672
負債・純資産合計	30,847	34,467

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第38期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	第39期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		8,337	9,652
運用受託報酬	※1	10,459	11,226
その他営業収益	※1	19,213	23,370
営業収益計		38,009	44,248
営業費用			
支払手数料		1,990	2,531
広告宣伝費		259	299
調査費			
調査費		352	366
委託調査費	※1	5,494	6,743
調査費計		5,846	7,109
委託計算費		92	34
営業雑経費			
通信費		119	94
印刷費		81	87
諸会費		39	38
営業雑経費計		240	220
営業費用計		8,430	10,194
一般管理費			
給料			
役員報酬		425	612
給料・手当		5,749	5,897
賞与		2,880	3,190
給料計		9,055	9,701
退職給付費用		430	474
福利厚生費		1,151	1,199
事務委託費	※1	6,695	7,187
交際費		52	45
旅費交通費		223	220
租税公課		317	359
不動産賃借料		814	806
水道光熱費		70	63
固定資産減価償却費		298	252
資産除去債務利息費用		1	1
事務過誤取引損		0	0
諸経費		459	673
一般管理費計		19,571	20,985
営業利益		10,007	13,068

	(単位：百万円)	
	第38期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	第39期 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業外収益		
受取利息	3	25
有価証券売却益	6	-
為替差益	153	8
その他	1	0
営業外収益計	164	34
営業外費用		
支払手数料	1	1
有価証券売却損	-	0
固定資産除却損	0	0
その他	0	-
営業外費用計	2	1
経常利益	10,169	13,101
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	128	-
特別損失計	128	-
税引前当期純利益	10,041	13,101
法人税、住民税及び事業税	3,441	4,235
法人税等調整額	△223	△46
当期純利益	6,822	8,913

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第38期（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
2024年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,632	12,968	22,936
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△7,400	△7,400	△7,400
当期純利益						6,822	6,822	6,822
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△577	△577	△577
2024年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2024年1月1日残高	△0	△0	22,936
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△7,400
当期純利益			6,822
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	△0	△577
2024年12月31日残高	△0	△0	22,359

第39期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金		
2025年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	12,054	12,391	22,359
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△6,600	△6,600	△6,600
当期純利益						8,913	8,913	8,913
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	2,313	2,313	2,313
2025年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	14,368	14,704	24,672

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年1月1日残高	△0	△0	22,359
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△6,600
当期純利益			8,913
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	0	0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	2,313
2025年12月31日残高	0	0	24,672

## 【重要な会計方針】

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

    その他有価証券

        時価のあるもの

        決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

### 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

    時価法を採用しております。

### 3. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産

    定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

#### (2) 無形固定資産

    自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金の計上方法

    債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金の計上方法

##### ① 旧退職金制度

    適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

##### ② 確定拠出年金制度

    確定拠出年金制度（DC）については拠出額を費用計上しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（8年～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益を稼得しております。委託者報酬、運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。



【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
建物附属設備	2,852 百万円	2,926 百万円
器具備品	1,455 百万円	1,449 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
未収収益	189 百万円	247 百万円
その他未払金	54 百万円	53 百万円
未払費用	27 百万円	60 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及びグループ会社と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	3,500 百万円	3,500 百万円
借入実行残高	—	—
差引額	3,500 百万円	3,500 百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
運用受託報酬	284 百万円	265 百万円
その他営業収益	6,381 百万円	6,500 百万円
委託調査費	1,222 百万円	1,441 百万円
事務委託費	2,430 百万円	2,543 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式 (株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年3月28日 株主総会決議	普通株式	7,400	493,333	2023年12月31日	2024年3月28日

当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年3月26日 株主総会決議	普通株式	6,600	440,000	2024年12月31日	2025年3月26日

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額  
該当事項はありません。

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）  
の取得価額、時価及び評価損益

前事業年度（2024年12月31日）

その他有価証券

		取得価額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
固定資産	その他	33	32	△0
合計		33	32	△0

当事業年度（2025年12月31日）

その他有価証券

		取得価額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
固定資産	その他	31	31	0
合計		31	31	0

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

前事業年度（2024年12月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超		時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建					
	米ドル	139	-		△3	△3
合計		139	-		△3	△3

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度（2025年12月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等	うち1年超		時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建					
	米ドル	354	-		△3	△3
	買建 シンガポールドル	0	-		0	0
合計		354	-		△3	△3

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

5. 財務諸表に関する会計監査法人等による監査の有無

第38期（自2024年1月1日至2024年12月31日）

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、また、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツより監査を受け、適正意見の監査報告書を受領しております。

第39期（自2025年1月1日至2025年12月31日）

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、また、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツより監査を受け、適正意見の監査報告書を受領しております。

#### IV 管理の状況

##### 1. 内部管理の状況の概要

当社における業務執行は、代表取締役により統括され、取締役会がこれを監督する体制となっています。経営上の最重要事項は、取締役会にて決定されます。また、下記の委員会を設けております。

エグゼクティブ委員会：当社における適切な経営戦略の構築及び業務執行体制の構築及び業務運営の推進等を目的とする。

投資委員会：当社における信託財産及び契約資産等の適正な運用を図ることを目的とする。

リスク・コントロール委員会：当社における適切なコンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び内部監査機能の構築並びに強化を目的とする。

商品委員会：当社における商品の開発及び商品の変更、投資信託の設定・繰上償還及び投資信託約款の重大な変更、投資一任契約及び投資助言契約の締結・変更、並びに販売委託契約の締結等に係る検討、検証及び承認等を行うことを目的とする。

オペレーティング委員会：当社における適切な情報共有の推進を目的とする。

インベストメント・スチュワードシップ委員会：当社における株式インデックスの運用に係る議決権行使の判断やエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動の適正な運用を図ることを目的とする。

アクティブ・インベストメント・スチュワードシップ委員会：当社における株式インデックス以外の運用に係る議決権行使の判断やエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動等の適正な運用を図ることを目的とする。

これらの委員会等により、当社の業務運営上必要な協議・検討を十分に行うことができるような体制となっており、また、運用関連部門及び管理部門それぞれに十分な人員を配し、適切な業務遂行を図っています。投資運用業に関して、リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等は以下のとおりです。

##### イ 運用管理について

###### 1. 運用の意思決定、モニタリング等

投資委員会にて運用に係る投資方針、パフォーマンス及びリスク管理に関する重要事項を審議します。各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通じて運用を行います。

健全な相互牽制機能を確保するため、運用関連部門と管理部門を組織上も業務分掌上も明確に分離しています。運用関連部門から独立した立場で、管理部門であるテクノロジー&オペレーション部内のポートフォリオ・コンプライアンス・チームが運用ガイドライン遵守状況のモニタリングを、同じく管理部門のコンプライアンス部が取引執行における法令及び社内規程遵守状況のモニタリングを実施し、適切な運用が行われているかを検証する体制を整備しています。また、そのモニタリングの結果は、リスク・コントロール委員会に報告されます。

運用評価についても、テクノロジー&オペレーション部にパフォーマンス・メジャメント&アトリビューションチームを設置し、運用関連部門から独立した立場でパフォーマンスの測定、

トラッキング・エラー等の運用状況のモニタリングを実施し、運用関連部門及び投資委員会へのフィードバックを行っています。

## 2. 運用リスク管理

当社では、リスク管理を重視し、独自開発のシステムを用いて投資リスク管理を行っています。具体的には、運用関連部門と異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用関連部門にフィードバックするほか、社内関係者で共有しています。

## ロ 情報管理について

### 1. 法人関係情報の管理

当社は、内部者取引管理規程を定め、コンプライアンス部長を法人関係情報管理責任者と定めています。役職員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得した場合は、直ちにその情報をコンプライアンス部長に報告します。コンプライアンス部長は、報告を受けたときは、当該情報が法人関係情報に該当するか否かについて審査を行い、該当する場合には当該役職員に対し、当該情報の管理等について必要な指示を与えるとともに、当該情報を利用した取引等を適切に管理するために必要な措置を講じます。役職員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得し又はその報告を受けたときは、コンプライアンス部長が認める場合を除き、当該法人関係情報を社内外問わず他人に伝達することは厳しく禁止されています。

### 2. 顧客情報の管理

当社では、顧客情報管理規程により、当社の行う第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業及び投資助言・代理業を通じて取得した顧客情報についての取扱いの原則を定め、顧客情報を取扱う各部署の長が、担当する部署が取り扱う顧客情報について、同規程その他の諸規程が遵守されるよう、部署内での安全対策の実施、教育および研修その他の措置を講じる体制となっています。また、社内コンプライアンス研修においても顧客情報の取扱いに係る遵守事項及び禁止事項等について周知徹底を図っています。

### 3. 個人情報の管理

個人情報の取扱いについて社内規程を整備し、関係法令・ガイドラインに定められた個人情報の安全管理措置を講じ、個人データ取扱いに関する研修、点検及び監査、外部委託先管理を実施する等、個人情報保護に真摯に取り組んでいます。

## ハ 利益相反を防止するための体制について

当社は、金融商品取引業者に求められる忠実義務の観点から、上記の内部管理を行うとともに、利益相反取引の管理に関する方針、グローバルパーソナルトレーディングポリシー（役職員有価証券等取引に関して規定するもの）、グローバルアウトサイドアクティビティポリシー（兼業・兼職に関して規定するもの）、並びにグローバルギフトスアントエンターテインメントポリシー（接待贈答に関して規定するもの）などを定めています。また、投資運用業務と投資助言業務あるいはその他の業務を同一の部門・部署で取り扱う場合においては、個別の業務実態を鑑みて顧客間で利益相反の発生することのないよう、必要に応じて社内規程の整備、顧客情報へのアクセス管理或いは社内研修の実施その他必要な対応を行う体制としています。

## ニ 一括発注の開示について

## 1. 基本的考え方

当社は、当社が運用を行う複数の信託財産に係る売買注文を一括して発注することがあります。また当社は、投資信託財産と投資一任契約財産に係る売買注文を一括して発注することがあります。

一括発注は、約定結果の配分に係る公平性と透明性の確保、並びに最良執行を目的として行います。一括して発注を行うことができる売買注文は、その注文の内容（対象有価証券等の種類及び銘柄、売買の別、取引種類並びに執行する価格又は価格帯）が同一の条件であって、かつ次に掲げる注文に該当する売買注文とします。

①発注部門に執行についての裁量を与えられている売買注文、及び

②発注部門が一時点までに運用部門から受けた売買注文

一括発注を行った場合は、平均単価により約定及び決済を行うことができます。平均単価の算出方法は、一括発注に係る総約定金額を総約定数量で除して計算する方法とし、端数が生じる場合の処理については、あらかじめ発注する証券会社との間で桁数及び端数処理の方法を取決めます。

## 2. 対象有価証券等

一括発注の対象は、取引所金融商品市場、外国金融商品市場又は店頭売買金融商品市場に上場又は登録されている有価証券（ただし、債券については、取引所金融商品市場、外国金融商品市場又は店頭売買金融商品市場に上場されていない有価証券を含みます。）、有価証券に関する信用取引及びデリバティブ取引とします。

## 3. 約定結果の配分方法

内出来時（総約定数量が総発注数量に満たない場合）には、次式の通りに、総約定数量を総発注数量で除した比率を各運用財産の注文数量に乗じて算出する方法を原則とし、取引単位を勘案した上で、約定結果を各運用財産に比例配分します。各運用財産への配分数量の具体的な計算方法については、当社の社内規程に定める方法に従います。

各運用財産の注文数量 × (総約定数量 ÷ 総発注数量)

## 4. 最良執行の基本方針

発注部門は、市場の状況や価格等を総合的に勘案した上で最良執行を図り、必要に応じて、一括発注について分割して発注することがあります。

## 5. 外国運用財産に係る売買注文との一括発注

当社が運用する投資信託財産及び投資一任契約財産に係る売買注文は、ブラックロックの海外拠点（当社の関係外国運用業者）が運用する外国運用財産に係る売買注文と一括して発注されることがあります。この場合、発注は上記の1. から4. に準じて行われるものとします。

## 6. 社内管理体制

一括発注を実施するにあたっては、社内規程を整備し、事後検証が可能な体制としています。取引の公平性を維持すべく、運用部門と発注部門の役割を明確に分離し、特定の投資信託財産若しくは投資一任契約財産、又は外国運用財産を利する行為を排除します。コンプライアンス部は、一括発注に係る業務執行の公正性確保の観点から、一括発注の執行状況を検証します。

2. 分別管理等の状況

- (1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況  
該当する事項はありません。
- (2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況  
該当する事項はありません。
- (3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況  
該当する事項はありません。

V 連結子会社等の状況に関する事項

該当する事項はありません。

以 上